

# 横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱

## 手 引 き

令和5年4月

横浜市資源循環局  
事業系廃棄物対策課

## 目次

### ◆ 手引き

1	はじめに	1
2	自ら利用	1
3	対象となる産業廃棄物	1
4	適用範囲	2
5	手続きの流れ	2
6	計画書の提出	3
7	報告書の提出	3
8	品質	3
9	再生施設	4
10	保管	4
11	その他	4
12	問合せ先	5

### ◆ 様式記入例

第1号様式	再生利用計画書	様式-1
第2号様式	自ら利用に係る確認書	様式-2
第3号様式	再生利用実績報告書	様式-3

本手引きにおける用語は以下のとおりとします。

法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

要綱 横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱

## 1 はじめに

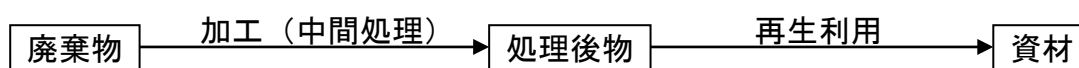
建設工事から生ずる産業廃棄物は、発生量が多く、その種類も多岐にわたりますが、近年の最終処分場の残余容量のひっ迫、今後の海洋投入処分量の削減など、産業廃棄物の適正処理を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっています。このため、産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化の一層の推進を図ることが重要といえます。

そこで本市では、市内の建設工事から生ずる産業廃棄物を排出事業者が自ら利用するために必要な事項を定め、再生利用の促進を図ることを目的として要綱を策定しました。

本手引きは、排出事業者をはじめ工事関係者の皆様を対象として、要綱を分かりやすく解説するために作成しました。

## 2 自ら利用

自ら利用とは、排出事業者が自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に利用できる品質にした上で、再度資材等として自ら利用することをいいます。利用にあたっては生活環境保全上支障が生ずるおそれのない形態で、資材等として客観的な価値が認められ、確実に再生利用することが必要です。



## 3 対象となる産業廃棄物

建設工事から生ずる産業廃棄物のうち、対象は次のとおりです。

- 建設汚泥
- コンクリート廃材（アスファルト・コンクリートは含みません。）

#### 4 適用範囲

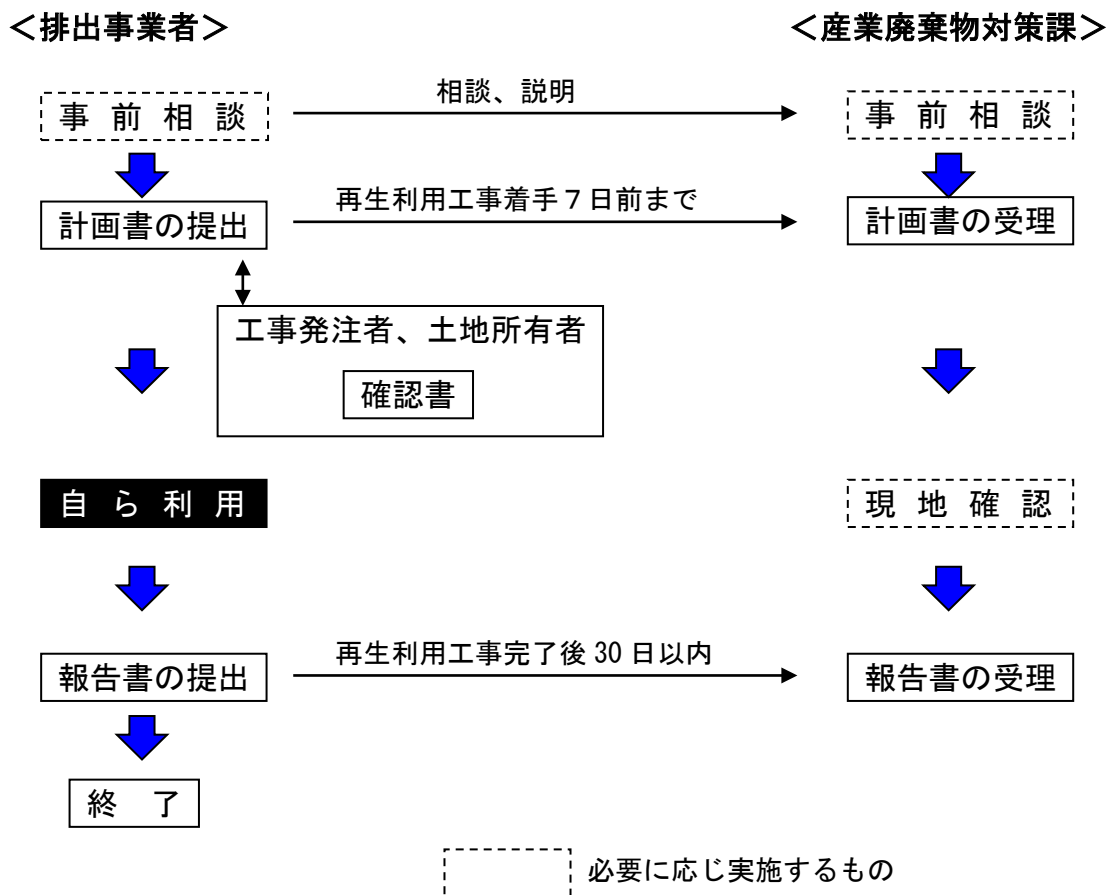
適用範囲は次のとおりです。

(建設汚泥とコンクリート廃材で適用範囲が異なるので、注意してください。)

- 建設汚泥は排出工事現場での再生利用のみ可能
- コンクリート廃材は排出工事現場又は当該現場以外での再生利用も可能

#### 5 手続きの流れ

自ら利用に関して、基本的な手続きの流れを下図に示します。



## 6 計画書の提出

排出事業者は、再生利用工事に着手する7日前までに再生利用計画書（第1号様式）を提出してください。また、計画書には工事発注者、土地所有者との確認書（第2号様式）を添付してください。

なお、排出工事等の位置図、工程表、平面図、断面図など自ら利用の計画に関して概要が分かる資料を計画書に添付してください。

## 7 報告書の提出

排出事業者は、再生利用工事完了後30日以内に再生利用実績報告書（第3号様式）を提出してください。

なお、自ら利用に係る工事写真、物理的性状・化学的性状の確認結果など自ら利用が適正に実施されたことが分かる資料を報告書に添付してください。

## 8 品質

建設汚泥処理物及びコンクリート再生材の品質は次のとおりとします。

対象 品質	建設汚泥処理物	コンクリート再生材
物理的性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設汚泥処理土利用技術基準に適合するもの</li> <li>→200m<sup>3</sup>ごとに確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準について」（平成28年3月31日国官技第379号）に定める用途別の品質基準に適合するもの</li> </ul>
化学的性状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土壤環境基準</li> <li>○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の溶出量及び含有量基準</li> <li>→1,000m<sup>3</sup>ごとに確認（シールド工事等では工事面積2,500m<sup>2</sup>ごと、工場跡地等では100m<sup>3</sup>ごと）</li> </ul>	

## 9 再生施設

再生施設が法第 15 条第 1 項に定める産業廃棄物処理施設に該当する場合、設置のための許可を横浜市長から受けている必要があります。当該許可は自ら利用の実施に関わらず、必要となりますのでご注意ください。

## 10 保管

中間処理を加えた後の建設汚泥処理物又はコンクリート再生材の保管は、中間処理を加える前の産業廃棄物（建設汚泥又はコンクリート廃材）と同様に法第 12 条第 2 項に定める産業廃棄物保管基準に従って保管するようにしてください。さらに次の（1）から（3）を遵守するようにしてください。

### （1）保管量の上限

建設汚泥処理物：再生施設の処理能力に相当する数量の 14 日分です。

コンクリート再生材：再生施設の処理能力に相当する数量の 28 日分です。

### （2）保管の場所

建設汚泥処理物：排出工事現場内です。

コンクリート再生材：排出工事現場内又は再生利用工事現場内です。

### （3）保管の期限

再生利用工事の工期内です。

## 11 その他

コンクリート廃材又はコンクリート再生材を排出工事現場から再生利用工事現場へ排出事業者自らが運搬する場合は、政令第 6 条第 1 項第 1 号に定める基準に従って運搬してください。また、他人（産業廃棄物収集運搬業者等）に運搬を委託する場合は、法第 12 条第 5 項から第 7 項に定める委託に係る基準に従って委託し、第 12 条の 3 第 1 項に定める産業廃棄物管理票を交付してください。

さらに、コンクリート廃材又はコンクリート再生材を排出工事現場から運搬し、再生利用工事現場で自ら利用を行う場合は、規則第 8 条の 5 第 2 号に定める事項に従って帳簿を作成し、備え付けてください。

## 12 問合せ先

横浜市資源循環局

事業系廃棄物対策課管理係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎23階

TEL 045-671-3446

FAX 045-663-0125

# 横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱

## 様式記入例

再生利用計画書 第1号様式

自ら利用に係る確認書 第2号様式

再生利用実績報告書 第3号様式

→事業系廃棄物対策課のホームページからダウンロードができます。



(第1号様式)

## 再生利用計画書

〇〇年〇月〇〇日

(提出先)  
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町△—△△

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 △△  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 〇〇〇 ( △△△ ) 〇〇〇〇

横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱第5条の規定に基づき、建設工事から排出される産業廃棄物の自ら利用について、次のとおり再生利用計画を提出します。

排出事業者	事業者氏名	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 △△
	担当者	所属 〇〇部〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 ( △△△ ) ××××
排出工事	工事件名	市道〇〇号線道路改修工事
	工事場所	横浜市〇〇区〇〇町△△番地
	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ <u>コンクリート廃材</u>
	排出時期	〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年△△月
	排出予定量	2,000 <u>m<sup>3</sup></u> ・ t
再生利用工事	工事件名	〇〇道路新設工事
	工事場所	横浜市〇〇区△△町〇〇番〇〇号
	工事概要	延長〇〇m、幅員〇m (土工、舗装工、擁壁工)
	発注者氏名	〇〇 △△
	発注者担当者	所属 〇〇局〇〇課 氏名 △△ 〇〇 電話 〇〇〇 ( 〇〇〇 ) ××××
	再生利用用途	下層路盤材
	再生利用時期	〇〇年△△月 ~ 〇〇年〇〇月
	再生利用予定量	2,000 <u>m<sup>3</sup></u> ・ t
処理	中間処理の場所・方法	排出工事現場内 (横浜市〇〇区〇〇町△△番地) 移動式破砕機により破砕、粒度調整を行う
	品質	RC-40 (修正CBR:30%以上、塑性指数PI:6以下)
備考 再生利用計画について、計画する内容が確認できる平面図、立面図、状況写真及びその他参考となる資料を添付してください。 (添付資料) 位置図、工程表、平面図、断面図		

(日本産業規格A列4番)

(第2号様式)

自ら利用に係る確認書

甲と乙は、次のとおり産業廃棄物の自ら利用について確認しました。

なお、疑義、問題等生じた場合は、甲、乙相互で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

排出事業者	事業者氏名	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 △△
	担当者	所属 〇〇部□□課 氏名 〇〇 □□ 電話 〇〇〇 ( △△△ ) ××××
排出工事	工事件名	市道〇〇号線道路改修工事
	工事場所	横浜市〇〇区□□町△△番地
	工事概要	延長△△m、幅員〇〇m (土工、舗装工、ガードレール)
	発注者氏名	〇〇 □□
	発注者担当者	所属 □□工事事務所△△課 氏名 △△ 〇〇 電話 〇〇〇 ( ××× ) △△△
再生利用工事	工事件名	〇〇道路新設工事
	工事場所	横浜市□□区△△町〇〇番□□号
	工事概要	延長〇〇m、幅員□m (土工、舗装工、擁壁工)
	発注者氏名	□□ △△
	発注者担当者	所属 〇〇局□□課 氏名 △△ 〇〇 電話 〇〇〇 ( □□□ ) ××××
再生利用概要	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ <u>コンクリート廃材</u>
	排出予定量	2, 000 <u>m<sup>3</sup></u> t
	利用予定量	2, 000 <u>m<sup>3</sup></u> t
	排出予定時期	〇〇年□□月 ~ 〇〇年△△月
	利用予定時期	〇〇年△△月 ~ 〇〇年□□月
	利用用途	下層路盤材
	品質	RC-40 (修正CBR: 30%以上、塑性指数PI: 6以下)

〇〇年〇月××日

甲 (排出事業者)

住所 横浜市〇〇区□□町△-△△  
氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇 △△  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 (排出工事発注者)

住所 横浜市〇〇区××町△番地  
氏名 〇〇 □□ 代表者印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 (再生利用工事発注者)

住所 横浜市××区△△町□□-××  
氏名 □□ △△ 代表者印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

乙 (再生利用工事土地所有者)

住所 横浜市××区〇〇町△△-□  
氏名 ×× 〇〇 代表者印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(日本産業規格A列4番)

(第3号様式)

## 再生利用実績報告書

〇〇年〇〇月××日

(提出先)  
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町△—△△

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 △△  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 〇〇〇 ( △△△ ) 〇〇〇〇

横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱第6条の規定に基づき、自ら利用に関する再生利用実績を次のとおり報告します。

排出事業者	事業者氏名	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 △△
	担当者	所属 〇〇部〇〇課 氏名 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 ( △△△ ) ××××
自ら利用の状況	計画書提出年月日	〇〇年〇月〇〇日
	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ <u>コンクリート廃材</u>
	排出工事件名	市道〇〇号線道路改修工事
	排出工事場所	横浜市〇〇区〇〇町△△番地
	排出時期	〇〇年〇〇月 ~ 〇〇年△△月
	排出量	2,000 <u>m<sup>3</sup></u> t
	再生利用工事件名	〇〇道路新設工事
	再生利用工事場所	横浜市〇〇区△△町〇〇番〇〇号
	再生利用用途	下層路盤材
	再生利用時期	〇〇年△△月 ~ 〇〇年〇〇月
	再生利用量	2,000 <u>m<sup>3</sup></u> t
残さ量	— m <sup>3</sup> ・t	
備考 再生利用実績について、実施した内容が確認できる平面図、立面図、状況写真及びその他参考となる資料を添付してください。  (添付資料) 位置図、平面図、断面図、状況写真		

(日本産業規格 A 列 4 番)

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

市庁舎23階

電話 045-671-3446

FAX 045-663-0125

令和5年4月